

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十六号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第十三条中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改める。

第十四条を次のように改める。

（指定居宅サービス事業者等の変更の届出等）

第十四条 法第七十五条第一項、第八十二条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第百十一条及び第百十五条の五第一項の規定による届出のうち、変更に係るものにあつては別記様式第十五号による届出書により、再開に係るものにあつては別記様式第十六号による届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第七十五条第二項、第八十二条第二項、第九十九条第二項及び第百十五条の五第二項の規定による届出は、別記様式第十六号の二による届出書により行うものとする。

第十九条第一項中「第九条第一項」を「第九条第二項」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出は、医療法施行細則（昭和三十二年広島県規則第百十四号）第四条第二項第十二号から第二十三号の二までに規定する様式により行うものとする。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條第一項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条第二項中「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十九号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条第一項中「第百十五条の七第四項」を「第百十五条の八第四項」に改め、同条第二項中「第九十三条」の下に「、第百四条の二」を加え、「第百十五条の九」を「第百十五条の十」に改め、「次に掲げる事項について」を削り、同項各号及び同条第三項を削り、同条を第二十二條とし、第二十條の次に次の一條を加える。

（業務管理体制の届出等）

第二十一条 法第百十五条の三十二第二項及び第四項の規定による届出は、別記様式第二十五号による届出書により行うものとする。

2 法第百十五条の三十二第三項の規定による変更の届出は、別記様式第二十六号による届出書により行うものとする。

別記様式第十三号中「別記様式第1号の別紙1から別紙15のうち」を「事業者の指せに係る記載事項のうち」に、「第115条の10」を「第115条の11」に改める。

別記様式第十四号中「第115条の10」を「第115条の11」に改める。

別記様式第十六号を次のように改める。

様式第 16 号 (第 14 条関係)

再 開 届 出 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号

開設 (事業) 者 法人の主たる事務所の所在地

(個人であれば、住所)

法人の名称及び代表者の職氏名

(個人であれば、氏名)

印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業所番号											
再開した事業所 名称	所在地										
サービスの種類											
再開した年月日	平成	年	月	日							

添付書類 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記様式第十六号の次に次の一様式を加える。

廃止・休止届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

開設(事業)者 法人の主たる事務所の所在地

(個人にあつては, 住所)

法人の名称及び代表者の職氏名

(個人にあつては, 氏名)

(印)

次のとおり事業を廃止(休止)しますので届け出ます。

廃止(休止)する事業所	介護保険事業所番号										
	名称	所在地									
サービスの種類		休止・廃止									
休止・廃止の別		平成 年 月 日									
休止・廃止する年月日		平成 年 月 日									
休止・廃止する理由	現にサービス又は支援を受けている者に対する措置										
休止予定期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日								

- 注
- 1 不用の文字は消すこと。
 - 2 廃止・休止する日の1月前までに届け出ること。
 - 3 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

「計画作成経験者」を「 」に改める。

別記様式第二十二号中

家族介護教室	床面積	床面積
		m ²
	床面積	m ²

を
「家族介護教室 床面積 m²
通所リハビリテーション専用室 床面積 m²」に改める。

「理学・作業療法士」を「 」を

「理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」を「 」に改める。

「理学・作業療法士」を「人」を

「理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士」を「人」に改める。

「別記様式第一号の別紙7及び別紙9

14 当該申請に係る事業に係る資産の状況に記載した書類

15 誓約書 (別紙)

16 役員の氏名，住所及び生年月日に記載した書類

を「 」に改める。

「13 当該申請に係る事業に係る資産の状況に記載した書類

14 誓約書

15 役員の氏名，住所及び生年月日に記載した書類

16 その他必要と認められる書類

」に改める。

別記様式第二十三号中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改める。

別記様式第二十七号中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を別記様式第二十九号とする。

別記様式第二十九号とする。

別記様式第二十六号中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を別記様式第二十八号とする。

別記様式第二十八号とする。

別記様式第二十五号中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を別記様式第二十七号とする。

別記様式第二十七号とする。

別記様式第二十四号の次に次の二様式を加える。

※受付番号

業務管理体制に係る届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

事業者 法人の主たる事務所の所在地

(個人にあつては、住所)

法人の名称及び代表者の職氏名

(個人にあつては、氏名)

(印)

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 115 条の 32 第 2 項又は第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の内容									
※事業者 (法人) 番号									
1 法第 115 条の 32 第 2 項関係 (新規届出の場合)									
2 法第 115 条の 32 第 4 項関係 (届出先区分に変更が生じた場合)									
フリガナ 名称又は氏名									
(郵便番号 —)									
主たる事業所の所在地									
連絡先					電話番号		FAX 番号		フリガナ
代表者の職名・氏名・生年月日									
代表者の住所									
(郵便番号 —)									
事業所名称等及び所在地									
事業所名称			指定 (許可) 年月日		介護保険事業所番号 (医療機関等コード)		所在地		
計 かつ									
介護保険法施行規則 第 140 条の 40 第 1 項 第 2 号から第 4 号ま での届出事項									
第 2 号 (法令遵守責任者)									
第 3 号 (規程の概要)									
第 4 号 (監査の方法の概要)									
区分変更前の行政機関の名称及び担当部局課									
区分変更の理由									
区分変更後の行政機関の名称及び担当部局課									
区分変更年月日									

添付書類 指定又は許可を受けている事業所等の数が 20 以上の事業者は業務が法令に適合することを確保するための規程, 100 以上の事業者は業務執行の状況の監査の方法を記した資料

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 「届出の内容」欄は, 該当する項目番号に○印を付すこと。

3 「法人の種類」欄は, 事業者が法人である場合に, 営利法人, 社会福祉法人, 医療法人, 一般社団法人, 特定非営利活動法人等の区分を記入すること。

4 「事業所名称」欄は, みなし事業所を除いた事業所等を記入し, 事業所等の合計の数を記入すること。書ききれない場合は, 別紙に記入の上添付すること。

5 「区分変更」欄は, 届出先区分に変更のある場合に記入し, 区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

6 用紙の大きさは, 日本工業規格 A 列 4 とする。

※受付番号

業務管理体制に係る届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
事業者 法人の主たる事務所の所在地
(個人にあつては、住所)
法人の名称及び代表者の職氏名
(個人にあつては、氏名)

印

次のとおり，業務管理体制に係る届出事項を変更したので，介護保険法（平成9年法律第123号）

第115条の32第3項の規定により届け出ます。

事業者 (法人) 番号									
変 更 が あ っ た 事 項									
1	事業者の名称 (フリガナ)	法人の種類	2	主たる事業所の所在地	電話	FAX	番号		
3	代表者の氏名 (フリガナ)	及び生年月日	4	代表者の住所及び職名					
5	事業所名称等及び所在地								
6	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	及び生年月日							
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
8	業務執行の状況の監査の方法の概要								

変 更 の 内 容	
(変更前)	
(変更後)	

添付書類 業務が法令に適合することを確保するための規程又は業務執行の状況の監査の方法を変更した場合は，変更後の規程又は監査の方法を記した資料

注 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 「変更があつた事項」の該当項目番号に○印を付け，「変更の内容」に具体的に記入すること。

3 「5 事業所名称等及び所在地」については，整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。この場合，変更前欄と変更後欄のそれぞれに，指定等事業所等の合計の数を記入し，変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称，指定（許可）年月日，介護保険事業所番号（医療機関等コード），所在地を記入すること。書ききれない場合は，別紙に記入の上添付すること。

4 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の介護保険法施行細則第十四条第二項及び別記様式第十六号の二の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下この項において「事業者」という。）又は同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止する当該施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した事業者又は同日前に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した当該施設の開設者については、なお従前の例による。